

令和8年度焼津市立総合病院経営改善計画実行支援業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

焼津市立総合病院（以下「当院」という。）は、急性期医療を中心とした市内唯一の公立病院であり、地域や市民に開かれた病院として外来診療を行うとともに、救急医療をはじめ政策的な医療や高度医療を積極的に担い、安心安全な医療の提供に努めてきた。

当院では、病院経営強化プラン（令和6年度～令和9年度）に基づき経営改善に取り組んでいるが、多様化する医療ニーズや施設の老朽化への対応等により、多くの医療資源が逼迫し、患者数の減少による収益低下や物価・人件費高騰によるコストの増加など、非常に厳しい経営が続いており、新病院建設に向け、より一層の経営改善を図ることが喫緊の課題となっている。

令和8年度焼津市立総合病院経営改善計画実行支援業務委託（以下「本業務」という。）は、経営改善に向けた取組の実行により収支改善の成果を出すため、専門的知見に基づき経営改善の実行から成果創出までを一体的に支援し、本業務終了後も当院における経営改善が継続される状態を構築することを目的とするものである。

本業務の受注者選定に当たっては、豊富な実績を有する者にプロポーザル方式により提案を求め、本業務に最も適した者を選定するものとし、本実施要領は、プロポーザル方式による受注者選定の手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 令和8年度焼津市立総合病院経営改善計画実行支援業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年11月30日（月）まで
- (3) 業務内容 令和8年度焼津市立総合病院経営改善計画実行支援業務委託 提案仕様書
（以下「提案仕様書」という。）のとおりに
- (4) 履行場所 焼津市立総合病院
- (5) 発注者 焼津市病院事業管理者
- (6) 委託限度額 26,950,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3 担当課

〒425-8505 静岡県焼津市道原 1000 番地
焼津市立総合病院 病院経営戦略課
TEL：054-623-3111（代表） FAX：054-624-9103
E-Mail：byoin_kikaku@city.yaizu.lg.jp
ホームページ：<https://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp>

4 日程

内容	日時 (期限)
公募開始・質問受付開始	令和8年4月14日 (火)
質問書提出期限	令和8年4月21日 (火) 正午必着
質問書への回答期限	令和8年4月23日 (木)
参加資格審査申請書兼 誓約書提出期限	令和8年4月28日 (火) 正午必着
参加資格審査結果通知	令和8年5月1日 (金)
企画提案書提出期限	令和8年5月15日 (金) 正午必着
プレゼンテーション	令和8年5月20日 (水)
審査結果通知	令和8年5月21日 (木)
契約協議	令和8年5月26日 (火)
契約締結	令和8年5月27日 (水)～5月29日 (金)

※ スケジュールに変更があった場合は、参加者へ別途、通知する。

5 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年4月14日 (火) から令和8年4月28日 (火) 午後5時まで
- (2) 交付方法 当院ホームページからダウンロードすること。配布は行わない。

URL :

<https://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/news/medical/proposal-management-improvement2.html>

6 プロポーザルに関する質問

- (1) 提出期限 令和8年4月21日 (火) 正午必着
- (2) 提出書類 プロポーザルに関する質問書【様式1】
- (3) 提出先 「3 担当課」E-Mail アドレス
- (4) 提出方法 電子メール (電子メールの受信確認は、送信者の責任において行うこと。)

7 質問への回答

質問に対する回答は、令和8年4月23日 (木) に当院ホームページにおいて公表する。
個別回答は行わない。

8 プロポーザル参加資格

プロポーザル参加者は、以下の条件を満たすものとする。

なお、参加者の連名による応募及び複数の応募は不可とするほか、本業務の再委託は認めない。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年 法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 金融機関の取引停止処分がなされていない者
- (7) 解散又は廃業した法人でない者
- (8) 本業務にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）に基づく資格停止を受けていない者
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者
- (10) 焼津市が課する税について滞納をしていない者（焼津市への納税義務がない法人については本項目を考慮しなくてよい）
- (11) 次のアを満たす者を統括責任者及び主任担当者としてそれぞれ配置すること。
 - ア 平成 28 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）に受注しかつ完了している、許可病床数が 300 床以上の病院の経営改善実行支援業務を担当しかつ履行した実績を有すること。但し、独立行政法人、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）に限る。
- (12) 上記のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ※ 連携協力企業等（参加するものと協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行うもの）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

9 プロポーザル参加資格審査に関する必要書類の提出

前段条件を満たし、プロポーザルへの参加を希望する者は必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

名称	詳細
ア 参加資格審査申請書兼誓約書	【様式2】
イ 登記事項証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明 ※写し不可
ウ 印鑑証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ※写し不可
エ 納税証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ・法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの ・焼津市に納税義務がある場合、焼津市税に未納税額がないことを証明するもの ※写し不可
オ 企業概要書及び会社パンフレット	【様式3】 ・最新の企業パンフレット
カ 事業者の実績	【様式4】
キ 統括責任者／主任担当者の実績	【様式5】
ク 参加資格に対する申立書	【様式6】
ケ 暴力団等の排除に関する誓約書	【様式7】

(2) 提出期限 令和8年4月28日(火)正午必着

(3) 提出方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は持参

(4) 提出先 「3 担当課」に同じ

(5) 結果報告 参加資格審査結果は、令和8年5月1日(金)に電子メールで通知する。

(6) その他

ア 提出書類について、提出後の差替え、追加、変更及び再提出は認めない。

ただし、当院が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

イ 参加資格を満たす参加表明者が5者を超える場合は、1次審査(書類審査)を行い、評価点の高い上位5者に対して第2次審査(プレゼンテーション)の参加資格を認める。評価の配点は【別紙1：書類審査による業者選定基準】のとおりとする
なお、参加資格を満たす参加表明者が5者以下の場合は、1次審査(書類審査)は実施しない。

ウ 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について通知を受けた日の翌日から起算して3日(土日・祝休日を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。

回答は書面によるものとし、期限後の質問は受け付けない。

なお、評価に用いる各参加表明者の実績件数の詳細については公表しない。

10 企画提案に関する必要書類の提出

企画提案書に関する必要書類の提出は、次のとおり行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年5月15日(金)正午必着
- (2) 提出方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は持参
- (3) 提出先 「3 担当課」に同じ
- (4) 提出書類

提案仕様書に記載された業務内容を踏まえ、提案事項、スケジュール等を図表等も用いて企画提案書を作成し提出する。

名称	詳細
コ 企画提案書	<p>【任意様式】</p> <p>提案書の作成においては、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は任意様式とする。 ・正本1部にのみ社名・代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。 ・A4判(横向き)・横書き・長辺綴じとすること。 <p>A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙及び目次を除き、両面印刷で25枚以内とする。 <p>日本語表記で10.5ポイント以上であること。</p> <p>また、ページ番号を付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は、業務内容及びプロジェクト管理について、提案仕様書の項目に沿って作成すること。また、次の内容も記載すること。 <p>業務工程表、実施体制図、作業管理・課題管理の方法</p>
サ 見積書	<p>【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先は「焼津市立総合病院 焼津市病院事業管理者」とし、代表者印を押印すること。 ・見積書には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない見積額と、これらを含めた見積額の両者(税抜き額及び税込み額)を記載する。 ・費目ごとに単価、数量、人日等積算の内訳及び積算根拠を明示すること。

- (5) 提出部数 「ク 企画提案書」については、正本を1部、副本を5部、また電子媒体(CD-R等)に格納し、これを1部提出すること。
- (6) その他 提出書類について、提出後の差替え、追加、変更及び再提出は認めない。

11 辞退

本件への参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月8日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 辞退する旨及び企業、代表者名を記載した任意様式の辞退届を提出すること。
宛先は焼津市立総合病院とし、代表者印を押印のこと。
- (3) 提出先 「3 担当課」に同じ

12 選定方法

本業務の契約候補者の選定は、令和8年度焼津市立総合病院経営改善計画実行支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、プレゼンテーションによる審査・選定を行う。

（1）選定方法

委員会において審査を行い、本業務の実施に最も適切と判断された最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を特定する。

なお、評価の配点は【別紙2：プレゼンテーションによる業者選定基準】のとおりとする。

（2）プレゼンテーション

企画提案書の内容に係るプレゼンテーションと審査委員による質疑応答により審査を行う。

ア 実施日 令和8年5月20日（水）

イ 実施場所 詳細な時刻及び場所等については、参加資格審査結果と合わせて通知する。

ウ 実施時間 プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分の計30分を予定している。

エ 出席者 統括責任者及び主任担当者を含め3名以内

オ 結果通知 令和8年5月21日（木）に、提案事業者に対し電子メールで通知する。

カ 留意事項

- ・提出済みの企画提案書のみを用いて説明すること。
- ・業務工程表、実施体制図、作業管理・課題管理の方法については配置を予定している統括責任者が、提案仕様書で定める業務内容については配置を予定している主任担当者が説明すること。
- ・投影による説明も可とし、パソコン、プロジェクター及びスクリーンについては当院で用意するものとする。投影による説明を行う提案者は説明用データをUSBメモリに保存し持参すること。説明用データについては、原則として提出済み資料のPDF版に限ることとし、内容の変更を伴わない編集（例；パワーポイントへのスクリーンショットの貼り付け）のみ可とする。

（3）候補者の決定

ア 点数が最も高い提案者を契約候補者として選定し、契約交渉を行う。

イ 最高点の契約候補者との契約交渉が不調となった場合は、次点者を契約候補者とし、交渉を行うものとする。

ウ 合計点数が同点の場合は、委員会で協議の上候補者を決定する。

エ 企画提案書の提出者が1者の場合でも、プレゼンテーションを実施し、その点数をもって契約候補者を決定する。

オ 合計点数が最も高い提案者であっても、業者選定基準の合計点数が60%未満の者は、契約候補者として選定しない。

（4）審査、選定及び契約候補者の決定等に係る留意事項

ア 審査は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

イ 本プロポーザルに関する選定結果に関しては、通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝休日を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。

ただし、提案者の評価結果に関する事項に限り受け付けるものとし、審査委員ごとの評価内容及び審査過程に関する事項（審査に使用した採点表、評価に係るメモ等の内部資料を含む）、

他の参加者の提案内容、評価結果、採点結果またはこれらとの比較に関する問合せについては応じない。

回答は書面によるものとし、期限後の質問及び再質問は受け付けない。

13 契約締結について

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、当院と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、当院が定めた予定価格内であることを確認し、委託契約を締結する。

その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

14 資格の喪失に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 本実施要領に定める参加資格要件又は業務実施上の条件に適合しないとき。
- (2) 定められた提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないとき。
- (3) 指定する様式又は記載上の条件に適合しないとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
- (6) その他、本実施要領に違反すると認められるとき。

15 その他留意事項

- (1) 参加資格審査申請書兼誓約書及び企画提案書の作成及び提出等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 統括責任者／主任担当者の実績【様式5】に記載された統括責任者及び主任担当者は、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由がある場合を除き、変更することができない。
また、変更を行う場合は、同等以上の資格及び能力を有する統括責任者及び主任担当者でなければならない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、審査の目的（(7)による公表を含む。）以外に無断で使用しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書の著作権は提出者に帰属し企画提案書は公表しない。ただし、契約締結者の企画提案書の内容について、承諾の得られた範囲内で公表することができるものとする。
- (8) 企画提案書等において他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (9) 本実施要領に基づく手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第

51条)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

- (10) 委託料は、業務完了後、成果品の検査に合格した後、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に一括して支払うものとし、前金払及び部分払は行わない。
- (11) 契約に当たり、仕様書については、本プロポーザルの結果に応じて、必要な内容を加える等の修正を行う場合がある。

16 情報公開

提出された参加資格審査申請書兼誓約書以外の書類（以下「提出書類」という。）について、焼津市情報公開条例に基づく公開の請求又は公開の申出（以下「請求等」という。）があった場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 優先交渉権者として選定された者が提出した提出書類に対して請求等があった場合
優先交渉権者として選定された者が当院に提出した書類については、当院の事務事業そのものとなることが予定されている内容が記載されているため、請求等があれば原則公開すべきものとなる。
もっとも、当該書類には競合他社には知られたくない情報その他の公開されることにより優先交渉権者の企業価値を損なうおそれがあるものが含まれている可能性があるため、当該書類について焼津市情報公開条例に基づく請求等があった場合、当院は、公開の可否の判断に先立ち、優先交渉権者に当該書類の公開の可否に関する意見を照会し、それに対する回答の内容を踏まえた上で、当院において当該書類の公開の可否を判断することとする。
- (2) 優先交渉権者以外の者が提出した提出書類に対して請求等があった場合
優先交渉権者以外の者が提出した提出書類については、焼津市情報公開条例第7条第3号イに規定する公にしないとの条件で任意に提供されたものに該当するものとして、焼津市情報公開条例に基づく請求等があった場合には、非公開とする。

【別紙1：書類審査による業者選定基準】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の実績	(評価の対象となる事業者実績件数 ÷ 全ての参加表明者における当該項目の最大件数) × 配点	20
統括責任者の実績	(評価の対象となる統括責任者実績件数 ÷ 全ての参加表明者における当該項目の最大件数) × 配点	40
主任担当者の実績	(評価の対象となる主任担当者実績件数 ÷ 全ての参加表明者における当該項目の最大件数) × 配点	40
合計		100

※各評価項目について小数点第3位を四捨五入した値の合計を評価点とする。

【別紙2：プレゼンテーションによる業者選定基準】

評価項目		評価のポイント	配点
事業者の実績		人員配置適正化や稼働率改善等、本業務と関連性の高い支援実績を有しているか。実績の内容が具体的であり、成果に結び付いているか。	10
担当者の資質		医業経営に関する専門的知見や資格を有しているか。類似規模・類似課題の病院に対する実務経験があるか。担当業務に求められる資質を有しているか。	20
業務実施方針		本業務の目的を理解し、分析から実行までの工程が明確で実行可能か。体制や役割が適切で、当院の負担軽減に配慮し、期間内に成果創出が見込める現実的な計画となっているか。	10
企画提案内容	人員配置適正化支援に関する実態把握及び現状分析	ヒアリングやデータ分析手法が具体的で計画性があり、当院の特性を踏まえた分析視点により課題を的確に把握し、施策立案につながる内容となっているか。	10
	人員配置適正化支援に関する改善施策の立案	当院の制約を踏まえた現実的な施策を早期に立案できる工程となっているか。また、短期・中期の整理と優先順位が明確で、効果見込みが合理的な内容となっているか。	10
	人員配置適正化支援に関する施策実行支援及び効果検証	実行支援における関与方法や院内体制との連携が具体的で、合意形成に向けた適切な対応が期待できるか。進捗管理や効果検証、KPI の設定・活用方法の提案が妥当な内容となっているか。	15
	アクションプランに対する助言	既存のアクションプランとの整合性が図られているか。また、助言が経営の質の向上に資するものであることを理解した内容となっているか。	5
	独自提案	経営改善及び収支改善の達成に資する提案があり、独自性や創意工夫が認められるとともに、実現可能性の高い内容となっているか。	5
	作業管理・課題管理	進捗状況を適切に把握できる仕組みがあり、関係者間で円滑に情報共有が可能か。また、作業・タスク・進捗管理が一元化され、問題発生時の対応方針が示されているか。	5
価格		(最低見積金額 ÷ 評価の対象となる提案業者の見積金額) × 配点とする。 なお、小数点第3位を四捨五入する。	10
合計			100